

住宅貸付・災害貸付を借り受けている方へ — 一年末残高等証明書を交付します —

住宅貸付等(災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。)を借り受けている方で、所定の要件に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されます。

平成13年6月以降に住宅貸付等を借り受けている方へ「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付しますので、共済事務担当課よりお受け取りください。

●平成13年6月から平成28年12月までに貸付を受けた方



年末調整用として平成29年11月中旬に送付します。

※12月末日現在の残高を証明するため、11月および12月の一部繰上償還は原則としてできません。

●平成29年1月から平成29年12月までに貸付を受けた方



確定申告用として平成30年1月下旬に送付します。



〈留意事項〉

- 今まで控除対象となっていた貸付でも、一部繰上償還をしたことにより全償還期間が10年未満となった場合は、減税対象とならないため証明書は交付しません。
- 控除対象となる方は、原則、平成14年1月1日以後に新築等の家屋に居住した方となります。
- 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】でご確認ください。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

介護講座を開催しました!

組合員および被扶養者を対象として、7月25日および27日に茨城県市町村会館で介護講座を開催しました。

参加者の皆さんは、寝たきりを防ぎ、健康寿命を延ばすための介護の基本として、知っておきたい介護の知識、また、その知識を実践するための「介護保険制度の概要」、ご家族の介護に直面したときの相談窓口である「地域包括支援センター」の利用などについて学ばれました。



参加者から寄せられた感想

- ◆ 介護について知識が乏しかったが、制度や心構え等、参考になる話ばかりでした。
- ◆ 介護をする上で家族が犠牲になると考える人はまだ多いと思います。講座を受講し「もっとサービスを利用していいんだ」と思うようになりました。
- ◆ 介護は自分や家族だけでやるものと思っていましたが、決してそうではないことを教わりました。
- ◆ 「実際に手をくさすことだけが介護ではない」という言葉は印象に残りました。この考え方があれば、誰でも関わることができると思いました。
- ◆ 現在、父を母が中心になって介護していますが、仕事もありなかなか関わりを持ってないでしたが、今後は一歩でも家族の介護に踏み込もうと思いました。